

食事サービス契約書

利用者 _____ (以下甲という)とサンコー食品株式会社(以下乙という)とは食事サービスの利用にあたり、下記の通り契約を締結する。

第1条 食事の内容

食事の種類 : 普通食・刻み食・ミキサー食・おかゆに対応いたします。
配膳時間 朝食 : 午前7時45分 ~ 午前8時15分
昼食 : 午前11時45分 ~ 午後12時15分
夕食 : 午後17時30分 ~ 午後18時

第2条 食事利用の追加及びキャンセル

甲は、食事サービスの内容を変更するよう申し出ることができる。追加及びキャンセルの連絡は、ご利用1日前の午前10時までとする。
それ以降のキャンセルが発生した場合、甲は乙に食事代金の全額を負担するものとする。また、事前に連絡なく召し上がらなかった場合も同様とする。

第3条 支払方法とご利用料金

- 甲は、乙が提供する食事サービスに対し、毎月期日を定め、支払うものとする。
食事サービス代金は毎月末日締め切り翌月27日に甲の指定口座から自動引落とする。
(引落日が土・日・祭日の場合は、翌銀行営業日に引き落すものとする。)
万が一、引落しができない場合は乙の指定口座へ振り込むものとする。
(振込手数料は甲の負担とする)
- 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用料金を1ヶ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して滞納額を催告したにもかかわらず、1週間以内に全額の支払いがない場合、全額の支払いがあるまで、乙は食事サービスの提供を一時停止及び中止することができる。
- 1食当たり代金 : 朝食 310円 昼食 360円 夕食 360円(税抜き)
朝食・昼食・夕食は軽減税率(8%)の対象になります。

第4条 賠償責任

乙は、乙の責めに帰すべき理由により、本契約に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損額賠償の責任を負う。賠償額については、甲、乙又は甲、乙及び第三者間で協議し決定するものとする。

第5条 秘密保持

乙は、食事サービスを提供する上で知り得た甲及びその家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない事。また、秘密保持は食事サービス終了後も同様とする。

第6条 連帯保証人

- 連帯保証人(以下「丙」という。)は、甲と連帯して、本契約から生じる甲の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 前項の丙の負担は、下記に記載する極度額を限度とします。
極度額 200,000円
- 丙が負担する債務の元本は、甲又は丙が死亡したときに、確定するものとします。
- 丙の請求があったときは、乙は、丙に対し、遅滞なく、食費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また乙及び丙は上記のとおり甲の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲(契約者)	住所	
	氏名	㊟
	(メディカルレジデンス・ケアリビング	号室)
丙(連帯保証人)	住所	
	氏名	㊟
乙	住所	〒242-0001 神奈川県大和市下鶴間2774-13
	氏名	サンコー食品株式会社 代表取締役 小浦 直行 ㊟